

中小企業者が行う
省エネ化・省力化
に資する設備更新等
を支援します！

最大**1,000万円**補助！

商業・サービス産業省エネ化等推進事業費補助金

募集期間

令和7年
4/7(月)～
5/16(金)

※締切日17時必着

補助率

2/3以内

補助額

下限**100万円**～
上限**1,000万円**

詳細は秋田県公式サイト
「美の国あきたネット」から

コンテンツ番号で検索

74269



QRコード



問合せ先

秋田県産業労働部 商業貿易課 商業・創業支援チーム
TEL：018-860-2244 E-mail：shoene2025@mail2.pref.akita.jp

対象者

秋田県内に事業拠点を有し、かつ県内で1年以上事業実績がある中小企業者

※製造業等、一部の業種は対象外となります。

詳しくは、美の国あきたネット掲載の実施要領やQ & Aをご確認ください。

対象事業

事業用設備の更新等による省エネ化又は省力化に資する事業

- ・審査会を経て補助金の交付決定（7月上旬予定）後に実施する取組が対象です。
- ・令和8年2月27日までに設備導入や支払い等を全て終了させる必要があります。

賃金水準向上や女性活躍に関する取組を含む計画、経営革新計画の承認を受けている場合等は審査時に**加点**します！

※過去に商業・サービス産業経営革新事業費補助金（省エネ設備更新枠）の採択を受けた方は、審査会での減点措置があります。



補助対象経費

機械器具等導入費

更新等により省エネ化又は省力化が見込まれる事業用設備（汎用品を除く）

工事・撤去・処分費

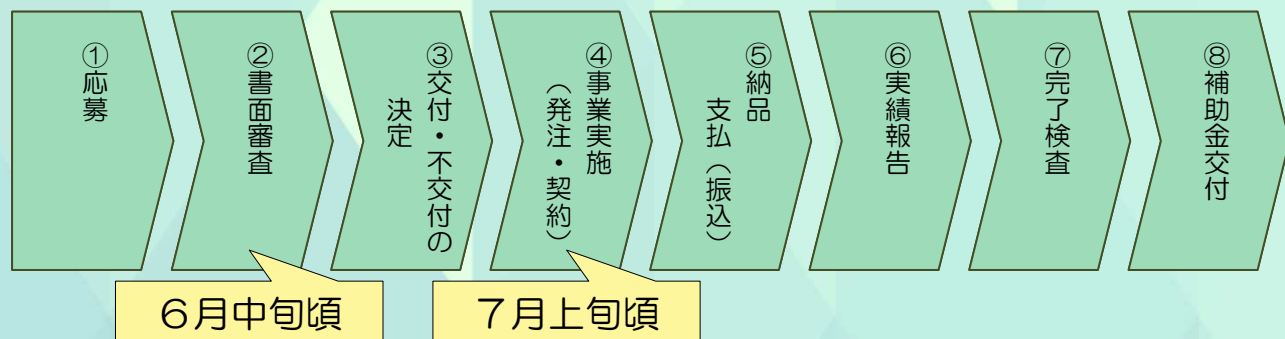
設備の設置費、更新前設備の撤去・処分費

次に掲げる経費は補助対象となりません

- ・交付決定日より前に購入、設置、契約等したもの
- ・消費税及び地方消費税等
- ・振込手数料
- ・エネルギーを使用した動力を持たない設備（断熱窓等）
- ・太陽光発電設備、蓄電器
- ・汎用品（パソコン、タブレット端末等）
- ・リース料
- ・その他事業実施に必要と認められないもの

詳しくは
実施要領や
Q & Aを
ご確認ください

応募から補助金交付までの流れ



※補助金は⑦完了検査後の精算払いとなります。